

自然再生推進法に基づく 自然再生協議会の概要

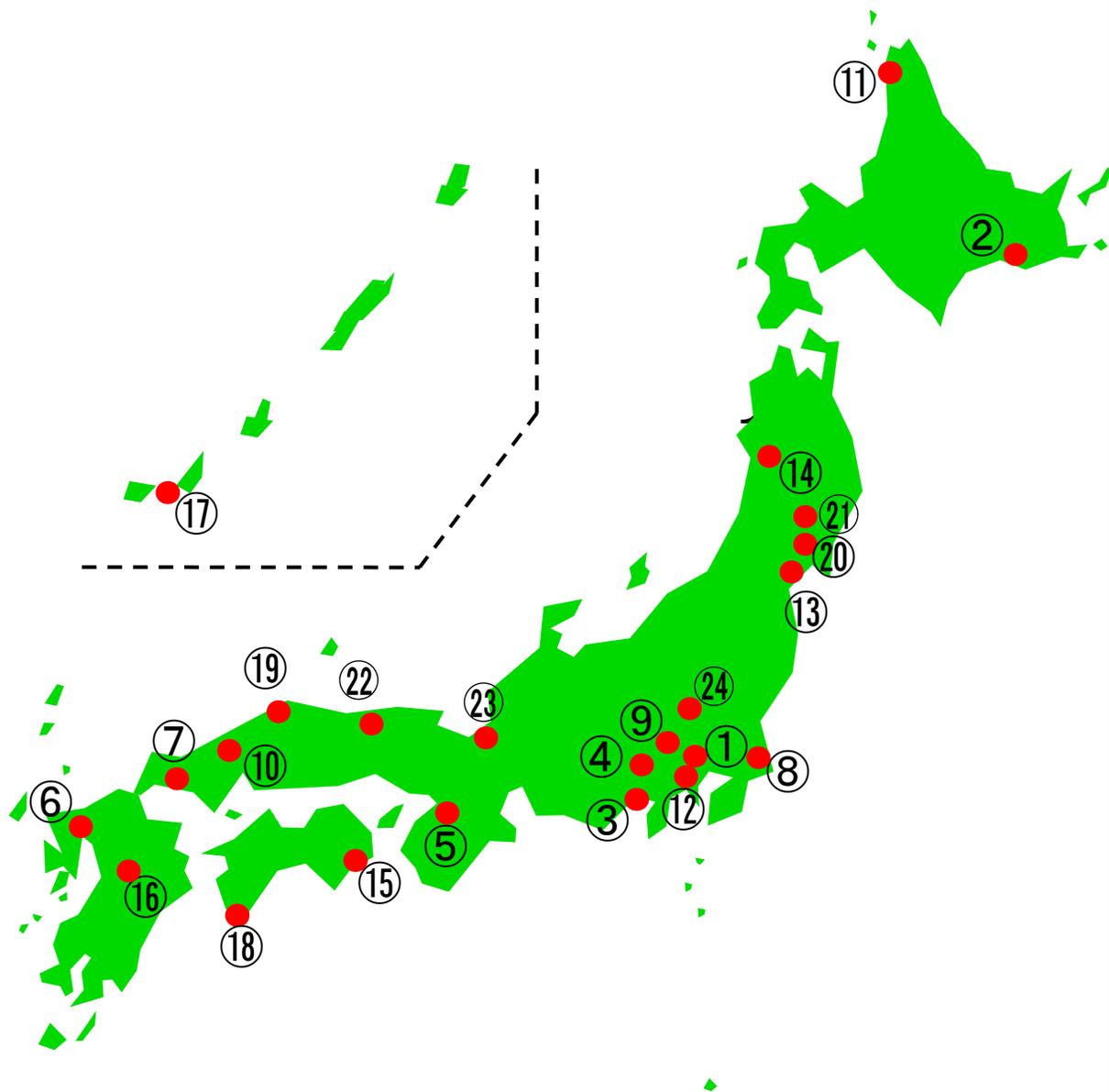
平成 2 5 年 7 月

目次

- 自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図
- 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)
 - 1 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の取組 p 1
 - 2 釧路湿原自然再生協議会の取組 p 3
 - 3 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会の取組 p 7
 - 4 多摩川源流自然再生協議会の取組 p 9
 - 5 神於山保全活用推進協議会の取組 p 1 1
 - 6 檜原湿原地区自然再生協議会の取組 p 1 3
 - 7 榎野川河口域・干潟自然再生協議会の取組 p 1 5
 - 8 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の取組 p 1 7
 - 9 くぬぎ山地区自然再生協議会の取組 p 1 9
 - 10 八幡湿原自然再生協議会の取組 p 2 1
 - 11 上サロベツ自然再生協議会の取組 p 2 3
 - 12 野川第一・第二調整池地区自然再生協議会の取組 p 2 6
 - 13 蒲生干潟自然再生協議会の取組 p 2 8
 - 14 森吉山麓高原自然再生協議会の取組 p 3 0
 - 15 竹ヶ島海中公園自然再生協議会の取組 p 3 2
 - 16 阿蘇草原再生協議会の取組 p 3 4
 - 17 石西礁湖自然再生協議会の取組 p 3 7
 - 18 竜串自然再生協議会の取組 p 3 9
 - 19 中海自然再生協議会の取組 p 4 1
 - 20 伊豆沼・内沼自然再生協議会の取組 p 4 3
 - 21 久保川イーハトーブ自然再生協議会の取組 p 4 5
 - 22 上山高原自然再生協議会の取組 p 4 7
 - 23 三方五湖自然再生協議会 p 4 9
 - 24 多々良沼・城沼自然再生協議会 p 5 1

自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図

H25.7月末現在



	協議会名	設立日
①	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
②	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
④	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥	檜原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯	阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
⑰	石西礁湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱	竜串自然再生協議会	H18.9.9
⑲	中海自然再生協議会	H19.6.30
⑳	伊豆沼・内沼自然再生協議会	H20.9.7
㉑	久保川イーハートーブ自然再生協議会	H21.5.16
㉒	上山高原自然再生協議会	H22.3.21
㉓	三方五湖自然再生協議会	H23.5.1
㉔	多々良沼・城沼自然再生協議会	H24.1.22

○自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立状況一覧(全国)

現在全国各地で24の自然再生協議会が設立され、それぞれの地域において全体構想及び実施計画の作成などが進められています。

平成25年7月時点

	協議会名	位置	概要	構成員数	全体構想作成日	実施計画作成日
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生および壮齢化した河畔林の保全・再生を検討。	39	H16.3.31 H18.5.28変更	H23.1.28
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。	108	H17.3.31	H18.1.31/雪裡・幌呂 H18.2.28/遠古武 H18.1.31/雨標茶 H18.8.1/茅沼地区 H18.8.1/久春呂川 H19.9.6/雷別 H24.5.30/幌呂 H25.2.19/遠古武湖
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の保全・再生を検討。	63	H19.3.1	H20.12.8
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生を検討。	36	H20.3.21	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	竹林の侵入が進む神於山においてクスギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカン・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を検討。	43	H16.10.21	H17.6.1
6	樫原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを検討。	36	H17.1.26	H17.3.31
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	榎野川河口域・干潟の自然環境を再生し維持していくことを検討。	56	H17.3.31	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討。	39	H17.11.27	H18.11.27/A区間 H19.9.14/B区間
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承を検討。	73	H17.3.12	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生を検討。	30	H18.3.31	H18.10.30
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	47	H18.2.2	H18.7.13/国土交通省 H21.7.2/環境省 H24.5.28/農林水産省
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生を検討。	36	H18.9.13	H18.10.16/第一次 H24.11.28/第二次
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	23	H18.9.16	H20.3.29
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討。	14	H18.3.31	H18.10.20(第1期) H21.4.27(第1期変更) H23.3.23(第2期)
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討。	54	H18.3.31	H23.7.29
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討。	234	H19.3.7	H21.3.4(野草地) H25.3.12(野草地(第2期)) H23.3.10(草原湿地)
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群集の修復などを通じてのサンゴ礁生態系の再生を検討。	108	H19.9.1	H20.6.13
18	竜串自然再生協議会	高知県	竜串湾のサンゴを再生するため、海底に堆積した泥土の除去や、森林や河川などからの土砂流出、周辺地域からの生活排水など、流域からの様々な環境負荷を抑制することを検討。	71	H20.3.28	H22.1.28
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	戦後の開発や生活雑排水の流入などにより失われた中海全域の自然環境の再生を検討。	77	H20.11.22	H24.3.10
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	周辺の農村環境や地域の人々の生活と共存しながら、豊かな水生植物群落を復元し、多様な水鳥、在来魚が生息していた湿地環境、湿原景観を再生することを検討。	39	H21.10.31	H22.11.3
21	久保川イーハートブ自然再生協議会	岩手県	ため池等での外来種対策、適切な管理による雑木林や河畔域の生物多様性の保全再生を図り、恵み豊かな里地里山の自然を次世代に引き継ぐことを検討。	30	H21.5.16	H21.5.16(ため池) H22.5.16(広葉樹林)
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	スギ等の人工林の広葉樹への転換と二次的自然であるススキ草原の再生を検討。	10	H22.3.21	H24.1.13
23	三方五湖自然再生協議会	福井県	三方五湖の湖沼環境の保全・再生を検討。	68	H24.3.4	H25.3.3
24	多々良沼・城沼自然再生協議会	群馬県	多々良沼・城沼の湖沼環境を保全・再生し、新たな人との関わりの創出を検討。	52	H24.1.22	—

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿地環境の保全再生

乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生に取り組む。

過去に確認された生物が住める環境の再生

過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指す。

蛇行河川の復元

蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。

荒川エコロジカル・ネットワークの形成

周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。

治水面からもプラス

将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

2 自然再生協議会

平成15年7月に組織化し、現在の構成員数39。

個人(専門家を含む)16、団体15、関係地方公共団体7、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成16年3月に作成し、平成18年5月に改訂。

○自然再生の対象区域

荒川中流域においてかつて存在していた旧流路を中心とした湿地環境が現在も一部残っている太郎右衛門橋下流約4km区間。

○自然再生の目標

昭和初期までの荒川の流路であった旧流路において、太郎右衛門自然再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境の再生を目指す。

①湿地環境の保全・再生、②過去に確認された生物が住める環境の再生、③蛇行河川の復元、④荒川エコロジカル・ネットワーク、⑤治水面からもプラスの5つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○荒川太郎右衛門地区自然再生事業実施計画(平成23年1月作成、実施者:

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所)

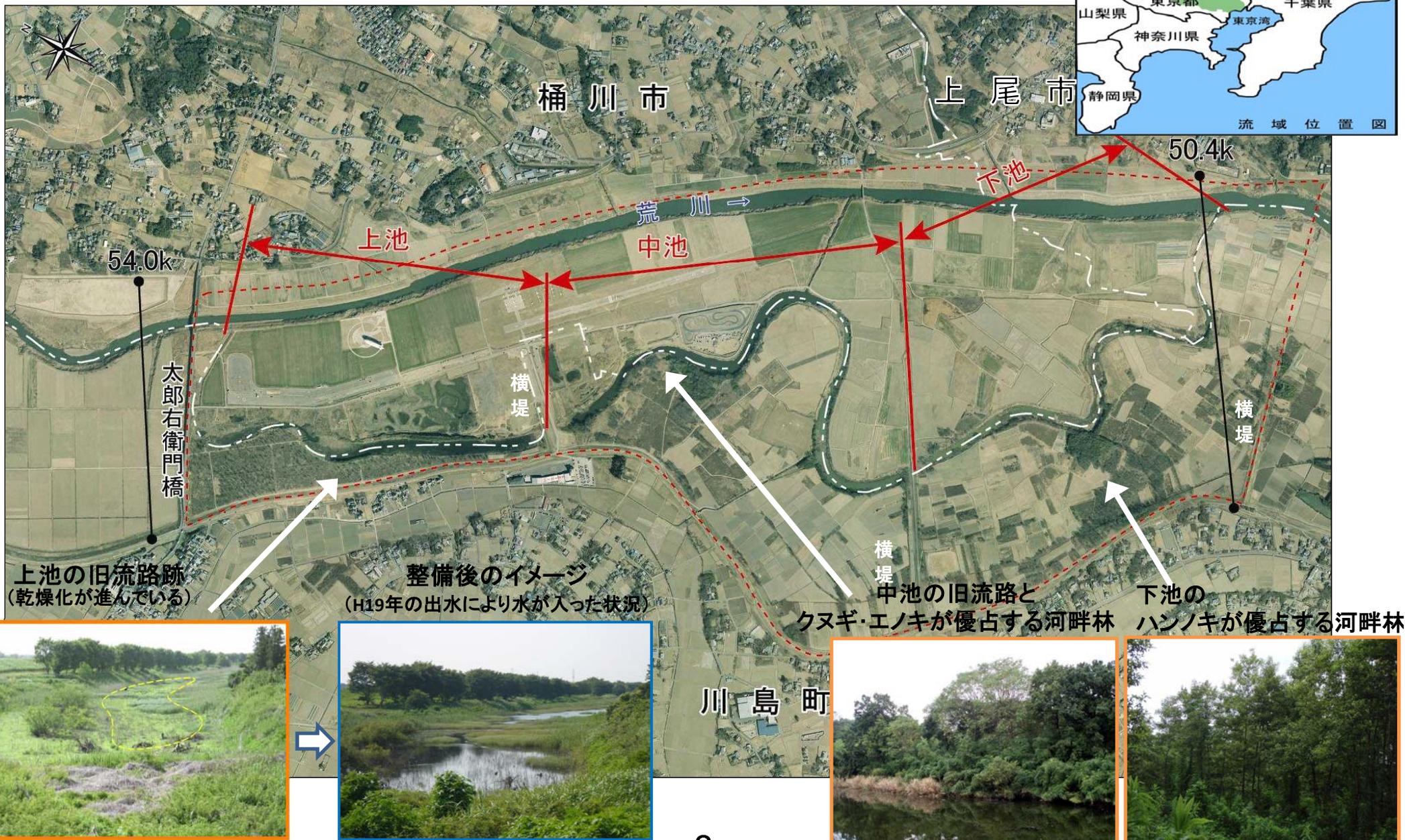
本実施計画では、公有地化した地域を活用し、次のとおり取り組んでいくものである。

①旧流路の保全・再生、②湿地及び止水環境の拡大、③河畔林の保全・再生等、④維持管理・モニタリング・環境学習等。

【進捗状況】

湿地及び止水環境の整備を実施。

あらかわたろうえもん
荒川太郎右衛門地区自然再生協議会



釧路湿原自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生 流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。

2 自然再生協議会

平成15年11月に組織化し、現在の構成員数108。

個人(専門家を含む)48、団体37、関係地方公共団体20、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成。

○自然再生の対象区域 釧路川水系の集水域(約25万ha)。

○自然再生の目標

この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す。

流域全体としての到達すべき目標として、①湿原生態系の質的量的な回復、②湿原生態系を維持する循環の再生、③湿原と持続的に関われる社会づくりの3つを設定。

4 自然再生事業実施計画

○土砂流入対策(沈砂池)実施計画 [雪裡・幌呂地域] (平成18年1月作成、実施者：国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、鶴居村)

国営土地改良事業を実施している阿寒郡鶴居村の雪裡川、幌呂川の下流域において、①排水路合流部への沈砂池の設置(5箇所)、②沈砂池の維持管理を実施。

【進捗状況】

堆積土砂の状況等のモニタリング調査を継続。

○土砂流入対策(沈砂池)実施計画 [南標茶地域] (平成18年1月作成、実施者：国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、標茶町、南標茶地区排水路維持管理組合)

国営土地改良事業で実施済みの川上郡標茶町の釧路川及びオソベツ川において、①排水路合流部に沈砂池を設置済み(7箇所)、②沈砂池の維持管理を実施。

【進捗状況】

堆積土砂の状況等のモニタリング調査を継続。

○釧路湿原達古武地域自然再生事業実施計画 (平成18年2月作成、実施者：環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所)

達古武地域約4,200haのうち、達古武沼北側の約148haの区域において、①カラマツ林を広葉樹に誘導するためのササの被陰・エゾシカによる被食等を効果的に取り除く手法の実証試験、②土留め柵を用いた土砂流出防止対策、③環境学習を実施。

【進捗状況】

実施計画に基づき、自然再生のため、「広葉樹の稚樹定着成長の阻害要因を効果的に取り除く手法の検討」、「苗畑圃場の整備」（圃場造成4,000m²、防鹿柵530m、育苗用ビニールハウス1棟）、作業道における「土砂流出防止対策」（11箇所）を実施。環境学習（調査体験会13回）、「ササの除去」（地表処理14.6ha）、「植栽」（0.5ha）を実施。

○釧路湿原自然再生事業茅沼地区旧川復元実施計画（平成18年8月作成、実施者：国土交通省北海道開発局釧路開発建設部）

釧路湿原流入部となる釧路川河口から32km付近にある茅沼地区（標茶町内）において、湿原河川本来の魚類などの生息環境の復元、氾濫原の再生による湿原植生の再生、湿原計画の復元、湿原中心部への土砂流出などの負担の軽減を図るため、旧川の復元、直線河道の埋め戻し、右岸残土の撤去を実施する。

【進捗状況】

旧川（2.4km）への通水完了。引き続き右岸残土の撤去（1.8km）と直線河道の埋め戻し（1.2km）を実施。

○釧路湿原自然再生事業土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕（平成18年8月作成、実施者：国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、北海道釧路土木現業所、鶴居村、下久著呂地区農業用排水路維持管理組合等）

久著呂川流域（標茶町・鶴居村内）において、①河道の安定化対策（落差工3基、床固工等）、②河道沿いの土砂調整地の整備、③排水路合流部に沈砂池を設置済み（3箇所）、④水辺林・緩衝帯の整備・保全、⑤湿原流入部土砂調整地の整備を実施。

【進捗状況】

<河川>実施計画に基づき、北海道が河道安定対策として落差工1基をH19に完成させ、H20に2基目に着手。また、国土交通省が湿原流入部土砂調整地の本格工事に着手。
<農業>沈砂池（全3箇所）の設置。また、堆積土砂の状況等のモニタリング調査を実施。

○雷別地区自然再生事業実施計画（平成19年9月作成、実施者：林野庁北海道森林管理局釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター）

雷別地区国有林293林班内のササ地（20.21ha）で、①現存する広葉樹稚樹等の保全（0.66ha）、②無立木地等への天然更新（14.90ha）及び人工植栽（4.65ha）を検討。

【進捗状況】

試行実験地造成（人工植栽区域0.19ha、天然更新区域0.56ha）、地がき、防鹿柵設置（180m）及び人工植栽区域の地がき箇所における試験植栽（ミズナラ144本、ハルニレ144本、ヤチダモ96本）を実施。また、地がき後のササや草本類の回復状況、天然下種更新木の発生状況、植栽木の成長状況、エゾシカによる被食状況について調査。試行実験区調査における調査は本年度で終了。

平成21年度に無立木地の地表処理7.86haを実施。平成22年度から人工植栽を実施。また、事業着手箇所において母樹の配置、更新木の生育状況等を精査し、区域の一部見直しを実施。

○幌呂地区湿原再生実施計画（平成24年2月作成、実施者：北海道開発局釧路開発建設部）

旧幌呂川流域（鶴居村内）において、湿原の地下水状態を回復し湿原植生の回復を図るために、

- ①未利用排水路の埋め戻し、
- ②地盤の切り下げを実施予定。

【進捗状況】

地盤の切り下げ、用排水路の埋め戻しを実施。

○達古武湖自然再生事業実施計画（平成25年3月作成、実施者：環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所）

達古武湖の水生植物の生育状況を改善させるために、

- （1）ヒシの繁茂による水生植物への負の影響を低減するために、人為的なヒシの分布域制御を行う。
- （2）富栄養化の原因となっている栄養塩類の流入量削減を行う。

巴川流域麻機遊水地自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿地生態系の保全・再生及び良好な水環境の再生

洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の浅畑沼における生きものの回復等自然環境の保全再生を検討。

2 自然再生協議会

平成16年1月に組織化し、現在の構成員数63。

個人(専門家を含む)29、団体27、関係地方公共団体6、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成19年3月に作成。

○自然再生の対象区域

麻機遊水地

比較的良好な湿地環境が残る第1工区(約22ha)、第3工区(約55ha)、第4工区(約32ha)の合計約109ha。

○自然再生の目標

麻機遊水地に昔から暮らしてきた多様な生きものたちが、遊水地で生息・生育できる環境を再生していくことを目指す。

①良好な水環境の再生(全体)、②在来種の保全と生態系のバランスの維持(環)、③人と自然との持続的な関わりづくり(和)、④周辺とのネットワークづくり(輪)の4つの目標を設定し、その目標達成に向け麻機遊水地内を3つのゾーン(自然・緩衝・公園)に分け、自然再生を進める。

4 自然再生事業実施計画

○巴川流域麻機遊水地自然再生事業実施計画(平成20年12月作成、

実施者:巴川流域麻機遊水地自然再生協議会、静岡県静岡土木事務所、静岡市)

麻機遊水地第1・3・4工区内において、①水路の再生、②湿地環境の再生(水田表土の活用、湿地の攪乱)、③多様性のある池沼部の再生、④外来種の駆除、⑤人と自然との良好な関わりづくりを実施。

【進捗状況】

- ・麻機遊水地第1工区並びに第3工区において、魚類の生息環境の改善や水循環の確保のため、道路により分断されている池の連続性を確保するために連通管を設置。
- ・第3工区の湿地において、ミズアオイなどの植物の再生を目的に湿地の攪乱を実施するとともに、試験区域を設け発芽した植物の種類、大きさなどモニタリング調査を実施した。
- ・第3・4工区の池沼部では、開放水面確保のため池沼部の外来植物の駆除を実施。
- ・第1工区池沼部に、特定植物の繁茂抑制や魚類が越冬できる場として、部分的に深みを設置した。
- ・湿地再生・植生管理部会、池沼部会、公園部会の3部会が定期的に活動し、協議会時に状況を報告。
- ・麻機遊水地自然再生の取り組みに関する意義を多くの人々に理解してもらうためのパンフレットを作成(一般向け)し、講習会や自然観察会時に配布した。
- ・麻機遊水地内で近年減少しているコツブヌマハリイ、ハス等の湿地性植物の保全活動を実施。
- ・子ども達の自然環境学習のための観察会を実施。
- ・一般市民に麻機遊水地の魅力や協議会の活動について理解していただくために、パネルディスカッションを開催し100名を超過する市民が参加した。
- ・第1工区に計画されている「あさはた緑地」の施設内容について話し合うワークショップに参加し、地域関係者らと意見交換を行った。

ともえがわ あさはた
巴川流域麻機遊水地自然再生協議会



多摩川源流自然再生協議会の取組

1 再生内容

森林の再生及び景観の再生

山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年3月に組織化し、現在の構成員数36。

個人(専門家を含む)19、団体9、関係地方公共団体5、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成20年3月に作成。

○自然再生の対象区域

小菅村全域。

○自然再生の目標

多摩川源流域の河川、森林、里山、里地その他の自然環境を保全、再生、創出し、その状態を維持管理することを通して、自然と共生する社会の実現を図る。

①自然環境を保全し、「源流らしさ、小菅らしさ」の里づくり、②豊かな生態系を守り、「安全で、健康で豊かな」源流の郷づくり、③自然と人間の繋がりを回復し、「自然に学び、自然と共生する」資源循環型の里づくりの3つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

検討中。

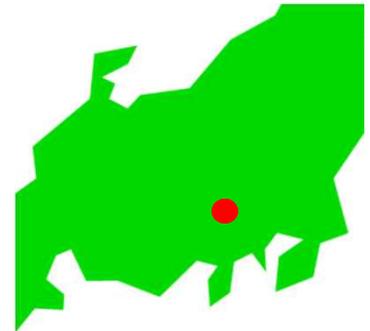
【進捗状況】

平成15年度から「森林再生プロジェクト」としてボランティアを募り、東京農業大学と北都留森林組合の指導と協力を得て、村内の人工林(民有林)の除間伐や枝打ち等を実施。また、平成19年10月、「多摩川源流100年の森づくり」の一環として、第1号作業路(大橋式作業路)を鶴峠に完成。平成20年度も作業路(大橋式作業路)を500m延長。また、民有地にも150m開設。作業道開設と平行して、大橋式作業道開設研修会を開催している。

また、平成20年9月に「源流文化再生プロジェクト」として天然冷蔵庫となる「室」を復元。また、12月に山村文化の継承として「炭焼き窯」を作成し、炭焼きに取り組んでいる。

多摩川源流自然再生協議会

○位置図



○多摩川源流の森林



○荒廃した人工林の再生が必要



神於山保全活用推進協議会の取組

1 再生内容

里山の再生

竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉広葉樹林帯の再生を行う。

2 自然再生協議会

平成16年5月に組織化し、現在の構成員数43。

個人(専門家を含む)1、団体31、関係地方公共団体8、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成16年10月に作成。

自然再生の対象区域

岸和田市神於山全域(180ha)。

自然再生の目標

身近な自然である神於山の自然再生と今日の里山のあり方を考えることを通して、自然環境の大切さを見つめ直す。

森・川・海のつながり、人と自然・人と人とのつながり、里山とまちとのつながりの3つの理念に基づき、長期目標(100年後の目標)として「里山の再生」、当面の目標(今後10年で取り組むべき目標)として「竹林の適正な整備」を設定。

4 自然再生事業実施計画

神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画(平成17年6月作成、実施者:大阪府泉州農と緑の総合事務所、神於山保全くらぶ)

生活環境保全林整備事業の対象となる岸和田市所有林(約37ha)において、竹の伐採等の森林再生、作業車道(670m)・歩道(4,200m)の整備等を実施。

【進捗状況】

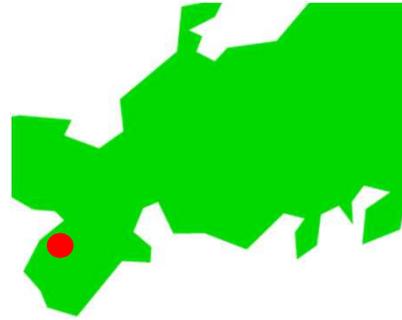
「荒廃森林のタイプ別整備」(タケ優先林:林種転換、クズ・ササのヤブ状地:林種転換、荒廃密生林:本数密度調整、自然誘導林:現況維持)、「作業歩道等の付帯施設を含めた施設整備」を実施。

また、平成24年には具体的な山のデザインづくりなど、協議会参加団体の連携による共通目標に向けた活動推進のために「神於山自然再生活動指針」策定した。

このやま
神於山保全活用推進協議会



放置竹林の拡大
などによる
里山の荒廃



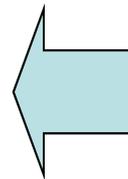
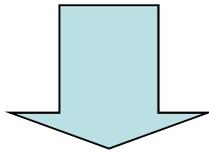
多彩な団体の活動
への参画

地域住民

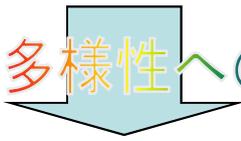
NPO

農林漁業者
民間企業

etc...



生物多様性への配慮



里山環境の再生
を目指します

檜原湿原地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

「佐賀県自然環境保全地域」である檜原湿原の再生と維持管理を行う。

2 自然再生協議会

平成16年7月に組織化し、構成員数36。

個人(専門家を含む)18、団体9、関係地方公共団体6、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成17年1月に作成。

○自然再生の対象区域

檜原湿原(佐賀県自然環境保全地域特別地区8ha)。

○自然再生の目標

湿地環境に人為的な悪影響が少なく、農林業により適切な影響を与えていたと推測される七山村道開通以前の状態(昭和40年代前半)に再生する。

短期計画 : ①自然植生の再生、②水田跡地(人工湿地)及び周辺の再生、③水深の制御、木道等の設置、④ボランティアステーションの設置、⑤その他。

中・長期計画 : ①周辺森林の水源涵養能力の向上等、②駐車場・村道部分の湿地再生、③その他。

4 自然再生事業実施計画

○檜原湿原地区自然再生事業実施計画(平成17年3月作成、実施者:佐賀県くらし環境本部環境課)

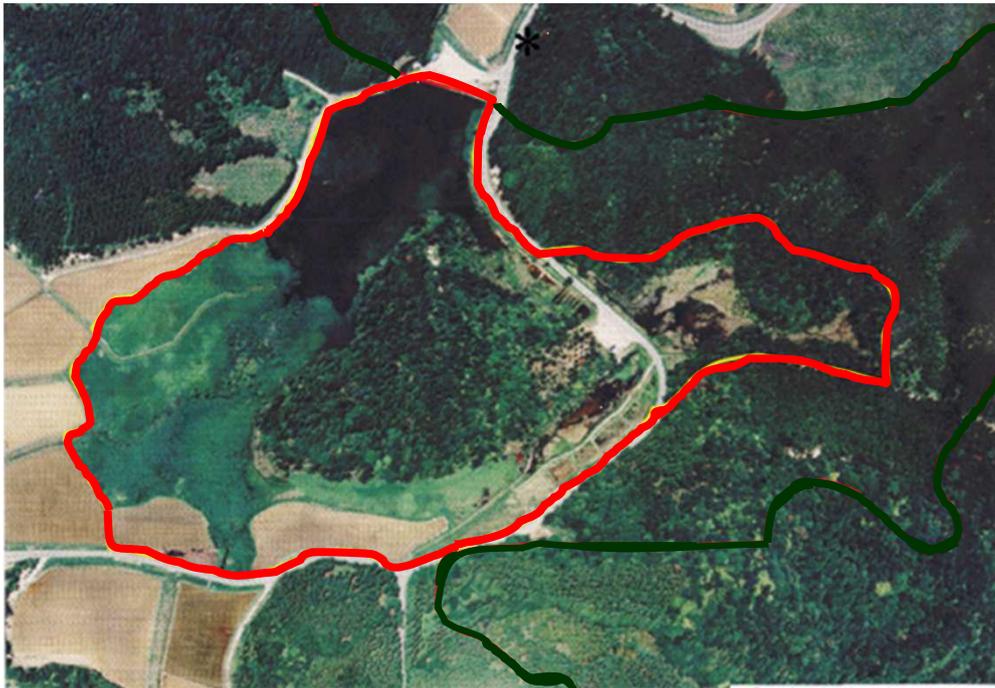
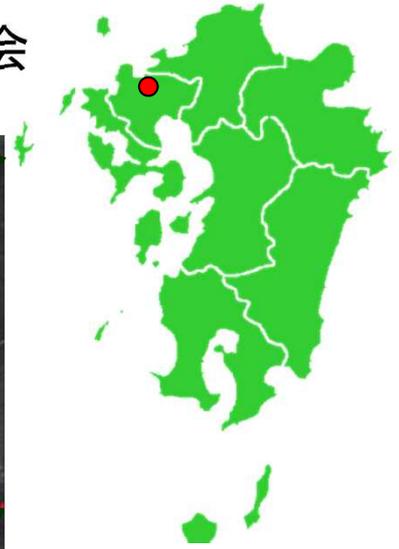
檜原湿原において、浚渫及びミズゴケの抜き取りによる解放水面の拡大により、自然植生を再生。

【進捗状況】

自然植生の再生のため、ミズゴケ等の除去、湿地の浚渫、侵入した灌木、ヨシ及びセイタカアワダチソウの除去、周囲林の除伐を実施。

現在は、大規模な再生事業は終了し、県により維持管理を行いながら、湿地環境の再生状況をモニタリング中。

かしばる
檜原湿原地区自然再生協議会



自然再生の対象となる区域（全体構想より）



かつては開放水面だった場所が
低木林化



ミズゴケの堆積、ミツガシワの繁茂



ミズゴケの堆積による陸化

● 浚渫及び植生(ミズゴケ・ミツガシワ)の抜き取りの実施



開放水面の減少、陸化が進行



開放水面の拡大
(多様な植生の回復)

ふしのがわ
榎野川河口域・干潟自然再生協議会の取組

1 再生内容

干潟の再生

榎野川河口干潟等の自然環境の再生・維持に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年8月に組織化し、現在の構成員数56。

個人(専門家を含む)24、団体18、関係地方公共団体11、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成

○自然再生の対象区域

榎野川河口域、干潟(344ha)及び山口湾。

○自然再生の目標

榎野川河口干潟等の現況、榎野川流域での変遷や変化を把握し、河口干潟等の再生の目標を「里海の再生」と位置づけて取り組む。

①豊かな泥干潟の区域、②豊かな砂干潟の区域、③カブトガニ産卵場保全区域、④豊かなアマモ場・浅場、⑤豊かな泥浜・レク干潟、⑥豊かな後浜(後背地)の区域、⑦現状干潟の観察・維持区域の7つにゾーニングして目標達成を目指す。

4 自然再生事業実施計画

実施計画の策定については検討中。

【進捗状況】

①干潟再生；

- ・カキ殻高密度分布域であった中潟において殻粉碎工法や耕耘混合砂工法による低質環境改善を実施。(モニタリング調査(H22.4)においてアサリ(100個/m²)の生息を確認)
- ・南潟において住民参加により干潟の耕耘作業、竹柵・被覆網を設置。(被覆網設置箇所において漁獲サイズ以上(3cm以上)のアサリを確認(H21))

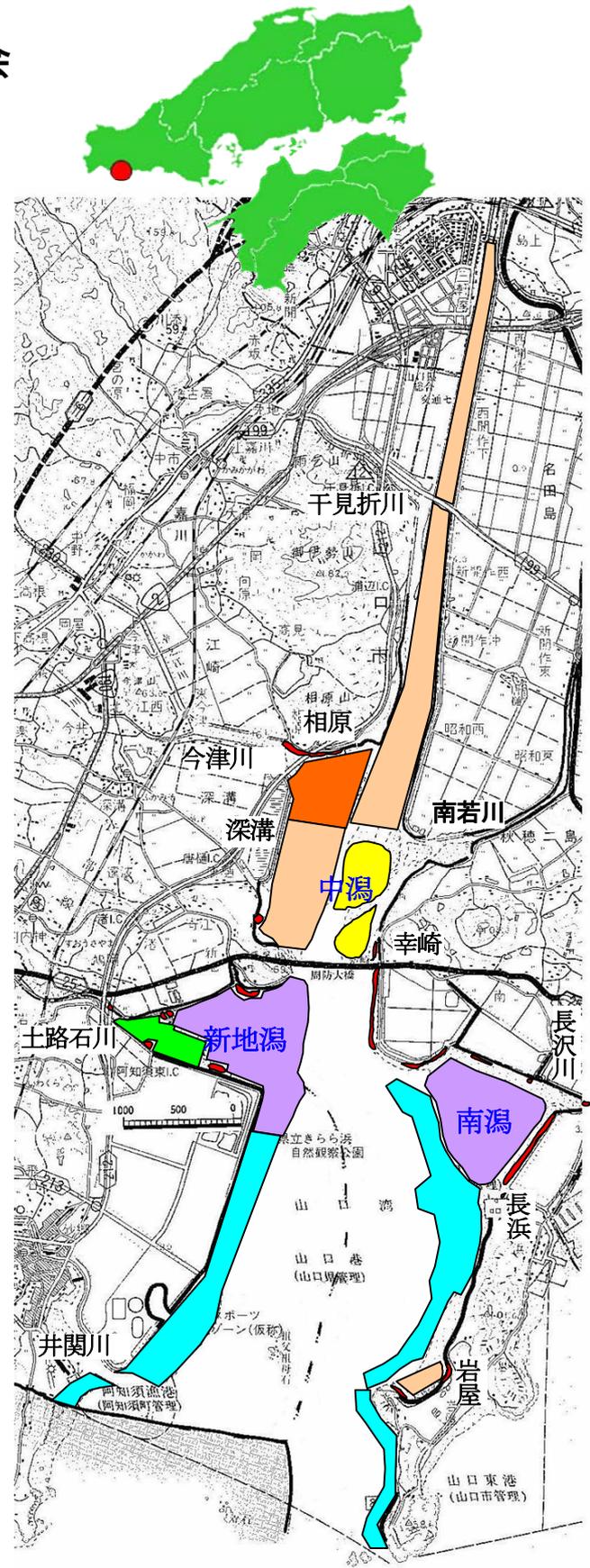
②アマモ場の再生；

漁業者、地域住民の協働によるアマモの花枝採集及び播種。(アマモの生育場所が142haに回復(H20))

③カブトガニ幼生生息調査；カブトガニ産卵・生息場の保全を図るための幼生の生育状況調査を実施。

榎野川河口域・干潟自然再生協議会

- ◆自然再生の対象となる区域（山口県山口市）
榎野川河口域から山口湾内の干潟等
- ◆自然再生の基本的な考え方と方向性
 - 自然再生の3つの視点(流域構想等を踏まえ)
 - ・榎野川河口干潟等の生物多様性の確保
 - ・多様な主体の参画と産学官民の協働・連携
 - ・科学的知見に基づく順応的取組
 - 人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場、いわゆる『里海』の再生を目指す。
- ◆自然再生の目標
『里海』の再生
具体的な目標 <自然再生ゾーニング>
 - : 豊かな泥干潟の区域
 - : 豊かな砂干潟の区域
 - : カブトガニ産卵場保全区域
 - : 豊かなアマモ場・浅場
 - : 豊かな泥浜・レク干潟
 - : 豊かな後浜（背後地）の区域
 - : 現状干潟の観察・維持区域



干潟耕耘作業の様子



アマモ生育の様子



カブトガニの産卵場の保全

ここに示すゾーニングはイメージであって、具体的な検討はそれぞれの事業主体において、行われるものである。

自然再生の対象となる区域
(全体構想より)